

公民(基本的人権⑤・人権保障と義務編)

人権を確実に保障するために、さまざまな権利が保障されている。

まず、国民には政治に参加する権利(① 権)があり、そのうち国会議員や知事などを選挙する権利(② 権)は、③ 歳以上のすべての国民に認められている。このほかにも、裁判所に審理と判決を求める④ 権利などもある。

また、国民には、社会生活を支えるためになすべき義務もあり、それが、⑤ 義務、⑥ の義務、⑦ の義務である。

ちなみに、人権が保障されているからといって、何でも好き勝手なことをしてよいわけではなく、人権には他人の人権を侵害してはならないという限界がある。このような人権の限界のことを日本国憲法では「⑧ 」と呼んでいる。